

令和5年第8回 議会運営委員会

1. 日 時 令和5年3月23日(木)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) オンライン委員会にかかる申し送り事項について
(2) その他
4. 出席委員 伊藤 仁 委員長・斉藤 智子 副委員長
柴田 圭子 委員・影山 廣 輔 委員
秋谷 公臣 委員・平田 新子 委員
和田 健一郎 委員・徳本 光香 委員
岡田 繁 委員
岩田 典之 議長
血脇 敏行 副議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者 なし
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永井 康弘
係 長 今井 好美
主 事 小原 陽子

会議の経過

開会 午前10時00分

○永井議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。まず、会議に先立ちまして、伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤委員長 皆様おはようございます。本会議最終日の前にお集まりいただきまして、お忙しいところありがとうございます。前回ある程度のお話をして、申し送り事項ということを含めましたが、やはり最終文章は皆さんで一度確認していただいていたということでしたというご意見がございましたので委員会を開催させていただきました。時間も限られておりますのでどうぞよろしくをお願いいたします。以上で終わります。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。それでは、委員会会議につき、議事等につきましては伊藤委員長をお願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの出席は8名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。これより令和5年第8回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。議題の1 オンライン委員会にかかる申し送り事項についてを議題とします。お手元に申し送り事項の案を配布しておりますので内容について協議したいと思います。ご意見ごはございますでしょうか。平田委員

○平田委員 皆さんが出されたのを集約した形でここに載っていると思うのですが、誰が発言しているかを明確にするっていうのをに入れていただきたいと思います。要するにズームで参加する人と、現場で参加する人を、ちゃんとお名前を呼ばれて、誰が発言しているか分かるようにということは、非常に決を取ったりするときにも大事なもので、それは要素として落としてほしくないなと思いました。以上です。

○伊藤委員長 他にご意見はございますでしょうか。徳本委員。

○徳本委員 まとめていただきありがとうございます。2の全員がオンラインで参加して書いてある部分のあの丸ぼちの三つ目、委員長がオンライン参加を認めるというところですが、委員長が他の人のオンライン参加を認めるって意味ではないですよ。委員長がオンライン参加していいってことですか。そうだとすると委員長のオンライン参加を認めた方が分かるかなって思いました。全体的には賛同します。

○伊藤委員長 ありがとうございます。一つずつ片付けてきますかね。今の部分についてのこの文言について、ご意見は。斉藤委員。

○斉藤委員 今の徳本委員の発言に賛成です。

○伊藤委員長 ということは、委員長「の」ということになるのですか。「の」にした場合のこれ読んだ時にどういった意味合に。岩田議長。

○岩田議長 委員長はオンライン、参加する場合には一委員として参加する時だと思っ
たんですね。ですから委員長がオンラインで参加する場合は、一委員で参加することとする
かね。それでいいのではないですか。

○伊藤委員長 全くそれが前回の話の中で全部決まっているという話ではないので、その
部分も含めて協議が必要だと。岩田議長。

○岩田議長 この前の議運ではそのように決まったんじゃないですか。委員長は、委員長
という立場では会議には出席しないと、つまり委員長が他から参加する場合にはそれは一
委員として、全員がオンラインの場合はまたそれまた別だと思いますし、全員がオンライ
ンの場合、基本的にはここが使えるのが、ここには委員長がいるということが原則だと思
います。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 基本、委員長はやむを得ない場合で、参加できない場合は、副委員長が代わ
りにやるっていうのが委員会の規則で決まっているわけで、オンラインでも参加できるん
だったら委員長が参加すればいい話で、そうすると難しいと。委員会条例を改正したりし
なくてはいけないのではないかって、それからどういうケースを認めるかということまで
まだ煮詰まっていないから、委員長がオンライン参加の場合は、かなり協議が必要だねっ
ていうことで色々な意見が出ていたと私は思いますけど、だからこの程度のファジーな書
き方でやむを得ないかなと思います

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 こんなふうにしたらいいよねという話は出ましたけど、それで決定しますと
いう合意形成はしていなかったと思うので、それは申し送って合意形成で、決定するとい
うことはこの段階じゃなくて次の方達にお任せするっていう意味では、委員長がオンライ
ン参加の場合の対応の協議が必要としておけばよいかなと思います。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 もう1回言うと、委員長がオンラインであれ、参加している会議で副委員長
が仕切るっていうのは、会議規則を改正する必要があるのではないかっていう点も出てい
るんです。そこまで煮詰まっていないので、その場合はどうするのっていうことになるの
で、これ以上書けないかなと思います。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 別の話に移っていいですか。一番大事なのはオンライン参加の要件を決めて
行かなきゃいけないっていうのが書いてないですけど。

○伊藤委員長 一番上のところに、参加を認めるというところまで協議が整いませんでし
たという一番上の段のところ、委員会はから始めると3行目に具体的にどのような場合に
オンラインによる参加を認めるかということまでは協議が整いませんでしたという文章が
ありますが、これでは不足でしょうか。

○平田委員 はっきり、黒丸の項目のところにやむを得ない理由の要件と入れておいた方が。

○伊藤委員長 それでは、あとこの1の二人がオンラインに参加したとか、こっちはこの意見ですので、やってみたものについてのこうこういう意見があったよというのを集約したものであって、その上の部分については協議が整わなかったっていうのは、これ委員会の中で事実として残ったものですので、一緒にしてしまうとちょっと難しいかなと思いますがいかがでしょうか。他にご意見はございますでしょうか。影山委員、大丈夫でしょうか。来たばかりで申し訳ないですけど、後で発言してなかったって言われて困るので。他にご意見は大丈夫でしょうか。では、今日がオンライン参加の場合の協議が必要。委員長がオンライン参加の場合の対応の協議が必要でよろしいですか。よろしいですか。他は大丈夫ですか。それでは今直すべきところ、指摘を受けたところは直す部分について皆さんもう一度言いますか。大丈夫ですか。それでは他にご意見はございますでしょうか。

〔「ありません」という者あり〕

○伊藤委員長 それでは、この案の内容の通り、議長へ提出することにご意見ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、案の内容の通り議長へ提出することといたします。1の議題はこれで終了してよろしいですか。

〔「はい」という者あり〕

○伊藤委員長 それでは議題の2、その他についてを議題とします。委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」という者あり〕

○伊藤委員長 議長の方から何がございますか。

○岩田儀長 ございません。

○伊藤委員長 事務局から何がございますか。

○永井議会事務局長 ございません。

○伊藤委員長 無いようですので。以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって議会運営委員会を閉会します。慎重でご審議賜りまして誠にありがとうございました。

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5年 4月 19日

議会運営委員長 伊藤 仁